

第 2 号 (令和元年 1 2 月 2 0 日)

会 議 録

定 例 会

(再開)

令和元年12月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

令和元年12月20日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和元年12月20日午前 9時59分 議長 岡田久雄

閉会 令和元年12月20日午前11時42分 議長 岡田久雄

応招議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	6番	古川	昭義
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	みさお	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

欠席議員

6番 古川 昭義

会議録署名議員の氏名

3番 谷田 利一                      8番 中坊 陽

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	野崎 裕美	議会書記	坂井幸一郎
議会書記	梶田 篤志	議会書記	仁木 崇

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見 明男	副町長	中谷 浩三
----	-------	-----	-------

参	与	島田 智雄	教 育 長	松田 定
理事兼総務課長事務取扱		脇本 和弘	理事兼地域創生推進室長事務取扱	眞木 伸浩
理事兼建設課長事務取扱		西田 哲弥	理事兼上下水道課長事務取扱	中島 一也
学校教育課長・ 自然休養村管理センター館長兼務		高江 裕之	企画財政課長	花木 秀章
税 務 課 長		乾 浩朗	会計管理者・会計課長兼務	光田 恵理
住 民 福 祉 課 長		中坊 玲子	保 健 医 療 課 長	中谷 誠
高 齢 福 祉 課 長		寺井 佳孝	保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小山 烈
産 業 環 境 課 長		菱本 嘉昭	上 下 水 道 課 参 事	森田 肇
同和・人権政策課長		西島 豊広	いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木田 ゆかり
社会教育課長・ 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務		平間 克則	学校給食センター所長	奥山 英高

#### 議事日程

別紙のとおり

#### 会議に付した事件

別紙のとおり

#### 会議の経過

別紙のとおり

# 令和元年12月井手町議会定例会

## 議 事 日 程〔第2号〕

令和元年12月20日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第39号 井手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件
- 第3 議案第41号 井手町町民体育大会支援基金条例制定の件
- 第4 議案第40号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 第5 議案第44号 令和元年度井手町一般会計補正予算（第3回）
- 第6 議案第45号 令和元年度井手町介護保険特別会計補正予算（第3回）
- 第7 議案第46号 令和元年度井手町一般会計補正予算（第4回）
- 第8 報告第10号 専決処分の報告について
- 第9 発議第2号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書
- 第10 議員派遣の件
- 第11 閉会中の継続調査の申し出について

## 議事の経過

議長（岡田久雄） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦  
労さまでございます。

本日の会議に古川昭義議員から欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げ  
ます。

町長より、議案第46号、令和元年度井手町一般会計補正予算（第4回）、  
報告第10号、専決処分の報告についてが追加提案として提出されてお  
ります。また、木村武壽議員より、発議第2号、厚生年金制度への地方議会議  
員の加入を求める意見書が提出されておりますので、皆様のお手元に配付いた  
しました。なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議  
願います。

ただいまから令和元年12月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会  
議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、谷田利一  
議員、8番、中坊 陽議員を指名します。

日程第2、議案第39号、井手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に  
関する条例制定の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田利一総務文教常任委員会委員長。

3番（谷田利一） ただいま議題となっております議案第39号、井手町会  
計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件につきまして、総  
務文教常任委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は12月11日に招集いたしまして、5名の委員全員出席のもと、  
町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われました。その  
質疑の内容から、主な内容についてご報告申し上げます。

会計年度任用職員の報酬について、職員の給料表を準用することになって  
いるが、どのような定めとなっているか。等級別基準職務表は今のままでの  
経験や役職等を考慮されて決定するのか。また、職務の特殊性等を考慮し、  
町が特に必要と認める会計年度任用職員の給与は別に定めるとあるが、どの

ような条件の人が対象になるかの質疑に対し、給料表の号給については、現在の臨時職員であれば、日額等の金額を当てはめて適用させる。特級別基準職務表は、一般の事務員であれば定型的または補助的な業務であり、基本的に1級になるが、専門性の資格を持つ方は2級も考えられる。また、職務の特殊性とは、JETプログラムのAETは別に定めるところになっているとの答弁がありました。

会計年度任用の職は1会計年度ごとになっているが、2年目以降、再度任用されるときはどのような条件になるのかとの質疑に、1年間の勤務状況を把握し、遂行状態を見て再任用の判定をするとの答弁がありました。

会計年度任用職員の募集はどのように周知するのか。また、現在在職の臨時・非常勤職員にはどのように周知されるのか質疑がありました。今までと同様、広報等で募集する。また、在職の臨時職員には管理職から制度の説明をし、希望される方には個別相談を予定しているとの答弁がありました。

本年度採用されている嘱託職員、臨時職員の人数は何人か。制度移行した場合、フルタイム、パートタイム別の採用予定の人数はどのように考えているのか。会計年度任用職員の採用予定は面接や書類選考かとの質疑に、臨時職員133人、嘱託職員22名、合計155名。基本的に必要とする業務に対して募集し、応募をしてもらい、面接をして決めていくとの答弁がありました。

期末手当の支給要件について、任期が6月以上となっているが、令和2年4月からの制度の雇用となれば、6月1日基準の支給はどうなるのかとの質疑に、新制度で雇用するということで、4月から6月1日までの2カ月間の雇用の比率を掛けて計算するとの答弁がありました。

会計年度任用制度になることによって、町の予算の持ち出しは幾らになるのかとの質疑に、今のベースで試算すると、年間3,600万円増額見込みであるという答弁がありました。

また、討論において、国や自治体が進めてきた非正規化を追認し固定化するもので、公務労働のあり方そのものを大きく変質させる危険性を含んでいるという反対討論がありました。

次に、採決を行いました結果、議案第39号、井手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここにご報告いたします。

議長（岡田久雄）　　これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄）　　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　　9番、谷田みさおです。

ただいま議題となっております議案第39号、井手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件について、問題点を指摘し、反対討論を行います。

会計年度任用職員は、総務省の導入に向けた事務処理マニュアルを見れば、部分的に改善される点もありますが、任期の定めのない常勤職員を中心とする公務運営の原則が崩され、国や自治体が進めてきた非正規化を追認し固定化するもので、住民の命、暮らしを守る地方自治の担い手である地方公務員制度の大転換、公務労働のあり方そのものを大きく変質させる危険性を含んでいます。

もともと、住民の命や暮らし、権利を守る自治体の仕事は恒常的かつ専門性が求められ、臨時的で非常勤的な職員が担うことは想定されていませんでしたが、行政コストの削減を理由にどんどん非正規化が進み、任用根拠や更新の方法などもさまざまで、労働者使い捨ての状況が今広がっています。

今回の改定による第1の問題点は、任用の問題です。任用は、試験または選考により再任用もあり得るとされていますが、1会計年度を超えない範囲と任用期間を明確にしたことで、更新しないことに根拠を与えるものとなっており、いつまでも臨時、いつでも解雇にお墨つきを与えるものとなってしまっています。

第2は、雇用の中断です。これまで設けられていた雇用の中断は不適切、是正すべきとされていますが、例えば給食センターの調理員、労務員や学校図書館の担当事務員など、学期単位の任用による空白期間は不適切とは言えないとされており、雇用中断が残る可能性があります。どのような職種であっても空白期間は廃止し、継続的な雇用とすべきです。

第3は、フルタイムとパートタイムに大きな格差が存在する点です。週当たりの勤務時間が常勤職員より少しでも短い場合はパートタイム会計年度任用職員となることで、本町でもより処遇の改善されるフルタイムはほぼなく、今まで働いておられる非常勤の職種はほぼ全員がパートタイムということになるという点です。

第4は、会計年度任用職員は一般職の地方公務員となりますので、上司の命令に従う義務はもちろん、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務や政治的行為の制限など、地方公務員法に規定された公務上の義務、規律、人事評価も適用されることとなります。フルタイム会計年度任用職員には兼業禁止規定も適用されます。労働条件の面では正規職員との格差を残したまま、義務や規律、処罰だけは正規職員並みという矛盾した状況に置かれることとなります。

第5に、給与水準でも、総務省のマニュアルを見れば、類似職務の級の初号給、職務の内容や責任、必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮すること、再任用に当たっても常勤職員の初任給決定基準や昇給の制度との均衡を考慮することが適当であるとされているにもかかわらず、その一方で、職務経験全てを考慮する必要はないとしていることや、事務補助職員については、正規職員の初任給基準額を上限の目安としているというようなことなど、処遇上、大きな問題です。同一労働同一賃金ガイドラインを踏まえなど、いいことは言いながら、実際は正規、非正規の差を歴然と残し固定化するものです。

期末・退職手当等についても、支給しなければならないではなく、支給できなくなっていることは、自治体の財政等を理由に支給されなくなることも考えられます。

さらに、現存する職を漫然と存続するのではなく、必要性を十分吟味した上で適正な人員配置に努めるというように求めているため、今後、公的業務の大半を会計年度任用職員に置きかえ、ひいては、非正規も正規も減らし、公の業務を縮小していくこととなり、継続性、専門性、地域性が求められる自治体職員の働き方が大きく変貌させられます。

以上のように多くの問題点をはらんでいる会計年度任用職員の導入には賛成できません。

さらに、実務的に混乱を懸念しているのは、現在でも配偶者の扶養を超え



ないために、年末になると働く時間を調整しておられるようなパートタイムの方がたくさんおられます。わずかな期末手当を支給することで、逆に休まなければならない日数、時間がふえるというようなことで、現場でさらに人手が足りなくなるというような混乱を非常に懸念しております。そういう配偶者の扶養を抜けないという低所得の方との差が、またパートタイムの職員さんの中でもついてしまうというようなことが考えられると、非常に懸念しております。

そういうことから、反対討論といたします。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 谷田利一議員。

3番(谷田利一) 先ほどの委員長報告の中に間違いがありましたので、修正させていただきたいと思います。

委員長報告の中で、予算の持ち出し額ということで、1年間で3,600万円増額と言いましたが、1年間で3,500万円の増額になります。

以上、修正させていただきます。

議長(岡田久雄) ほかに討論ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 西島議員。

4番(西島寛道) ただいま議題となっております議案第39号、井手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件について、賛成の立場から討論を行います。

今回の条例案では、会計年度任用職員に対し、期末手当の支給や臨時休暇も付与されるなどが図られることとなります。委員会の質疑では、行政側の説明によりますと、現在、行財政改革等によって、井手町では臨時職員133名、嘱託職員22名、合計155名が在職しています。支給対象となる会計年度任用職員の人件費総額約3,500万円が増額となり、1人当たりいたしますと平均20数万円アップすることがわかりました。したがって、会計年度任用職員にとりましては大きな処遇改善であります。

今回の会計年度任用職員制度の導入は、非常勤職員等の適正な任用、勤務条件を確保するため、井手町においても、地方公務員法及び地方自治法改正の趣旨に沿った条例制定を行うことが必要であると考えております。

よって、議案第39号、井手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関

する条例制定の件について、賛成いたします。

議長（岡田久雄） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで討論を終わります。

これから、議案第39号、井手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手多数です。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第41号、井手町町民体育大会支援基金条例制定の件を議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田利一総務文教常任委員会委員長。

3番（谷田利一） ただいま議題となっております議案第41号、井手町町民体育大会支援基金条例制定の件につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は12月11日に招集いたしまして、5名の委員全員出席のもと、教育長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審議が行われました。その質疑の中から、主な内容についてご報告申し上げます。

体育協会がスポーツ協会に名称を変えられたなら、この際、体育大会もスポーツ大会に名称を変えた方が親しみもあるのではないか。この条例も体育大会支援となっているが、スポーツ協会と協議をされたのかとの質疑に、名称は、スポーツ協会の本部役員からも、町民体育大会でいくという意向を伺っているという答弁がありました。

体育大会の近年5年間の参加人数はどの質疑に、過去5年間、約700名で推移しているとの答弁がありました。

基金は初年度幾ら積み立てをするのか。何年間運用する計画なのか。年度ごとに積み立てをふやすということは考えているのかの質疑に、積立金は1,000万円。町長からは、毎年計画的に、町民体育大会に参加する人、見る

人、支える人、全ての人に還元できるようにとの話があった。例えば年間50万円を使用すると、おおむね20年間充実を図れると考えているが、スポーツ協会と協議しながら検討していくとの答弁がありました。

現在、多賀地区の方から、体育大会の会場まで歩いて行きにくい、駐車場がないので参加しにくいといった声が上がっているが、バスを走らせるなど、参加しやすい環境を整える考えはないのかの質疑に、今のところ、スポーツ協会において、バスを走らすといった話はなっていないとの答弁がありました。

体育大会の費用はどれぐらいかかっているのか。基金で景品を充実させるのか、参加者全員にタオルなどの記念品を充実させていくのか、どのように考えているのかとの質疑に、今年度の全体の費用は170万円で、内訳は、景品が76万円、抽せん会が40万円、その他プログラムや警備費に44万円、需用費に10万円となっている。スポーツ協会と協議した上で、景品を拡充し、充実させていきたいと考えているとの答弁がありました。

基金を運用している間、町が今まで補助してきたお金は出なくなるのか。今までと同じように補助した上に、さらに追加をするということなのかとの質疑に、スポーツ協会には通常年間315万円の補助があるが、それに町民体育大会にプラスで補助をするようになるとの答弁がありました。

次に、討論はなく、採決を行いました結果、議案第41号、井手町町民体育大会支援基金条例制定の件は、全会一致で原案のとおり可決するものと決しましたので、ここに報告申し上げます。

議長（岡田久雄）　これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第41号、井手町町民体育大会支援基金条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり

り可決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(岡田久雄) 挙手全員です。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第40号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) それでは、議案第40号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定める。

なお、今回の条例改正につきましては、平成29年5月に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、令和2年4月1日から施行される会計年度任用職員制度の創設に伴い、関係条例について、所要の改正をするものであります。

それでは、8ページ、新旧対照表にてご説明申し上げます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表、以降、関係条例の整備に関する条例新旧対照表と申し上げます。第1条関係でありまして、井手町職員定数条例の一部改正であります。

例規ページ数903ページ、第1条、趣旨の規定でありまして、「臨時または」を「臨時の職員(臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。)又は」と、臨時的任用を明記するための条文の整備であります。

9ページをごらんください。関係条例の整備に関する条例新旧対照表(第2条関係)でありまして、井手町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数911の3、第3条、報告事項の規定でありまして、「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」、いわゆるフルタイム会計年度任用職員を加える条文の整備であります。

続きまして、10ページをごらんください。関係条例の整備に関する条例

新旧対照表（第3条関係）でありまして、井手町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数941ページ、第3条、休職の効果の規定でありまして、第1項中「こえない」を「超えない」に改め、第3項の次に、4項として、任期が1年度とされている会計年度任用職員の休職期間を任期の範囲内とする項の追加であります。

11ページをごらんください。関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第4条関係）でありまして、井手町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数959、第3条、減給の効果の規定でありまして、第1項中、「給料」の次に、パートタイム会計年度任用職員については、井手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第17条第1項から第3項までに規定する報酬の額を加える条文の整備であります。

12ページをごらんください。関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第5条関係）でありまして、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数991の2、第18条、非常勤職員の勤務時間、休暇等の規定でありまして、見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、同条中「非常勤職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改めるものであります。

13ページをごらんください。関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第6条関係）でありまして、職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1009、第2条、育児休業をすることができない職員の規定でありまして、同条に第3号として、育児休業をすることができない非常勤職員以外として、結果、育児休業することができる非常勤職員となりますけれども、それを定義づけるための号の追加であります。

下のページ、14ページでございます。新たに第2条の3、育児休業法第2条第1項の条例で定める日の規定でありまして、こちらにつきましても、当該子が1歳に達した日以後も配偶者とともに育児休業を取得した場合には、当該子が1歳2カ月になるまで取得できる規定、また、保育所などに入所できない場合などについては、当該子が1歳6カ月になるまで取得できる旨の

条文の追加であります。

続きまして、16ページでございます。第2条の4、法第2条第1項に規定する条例で定める場合でありまして、これも追加条文でございます。こちらにつきましても、保育所に入所できない等の事情により、当該子が2歳に達するまで育児休業が取得できる旨の条文の追加であります。

続きまして、その下、例規ページ数1009、第2条の3、再度の育児休業をすることができる最初の育児休業の期間の規定でありまして、先ほど新たに第2条の3及び第2条の4を加えたことにより、当該条文を第2条の5とする条文の繰り下げであります。

その下、例規ページ数1009、第3条、再度の育児休業をすることができる特別の事情の規定でありまして、次のページにまたがりましても、同条に第7号、第8号を新たに追加する条文の整備でございます。

続きまして、例規ページ数1010、第7条、育児休業をしている職員の期末手当等の支給の規定でありまして、第2項中「育児休業をしている職員」の次に、会計年度任用職員を除く旨の条文の整備であります。

続きまして、例規ページ数1011、第8条、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整の規定でありまして、同条中「育児休業をした職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える条文の整備であります。

18ページをごらんください。例規ページ数1011の3、第17条、部分休業をすることができない職員の規定でありまして、第17条を第1号と第2号として、部分休業することができない職員を定義づけるための条文の整備であります。

続きまして、例規ページ数1011の3、第18条、部分休業の承認の規定でありまして、第1項中「承認は」を「承認は、給与条例第2条第1号に規定する正規の勤務時間（非常勤職員にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改め、第2項中「(昭和22年法律第49号)」を削り、「勤務しない職員」の次に「(非常勤職員を除く。)」を加え、同条に第3項として、非常勤職員の部分休業の時間についての条文を追加するものであります。

例規ページ数1011の3、第19条、部分休業をしている職員の給与の取り扱いの規定でありまして、第1項中「職員が」を「職員（会計年度任用職員を除く。）」に、「職員の給与に関する条例」を「同条例」に改め、同条に

第2項として、会計年度任用職員が部分休業した際の給与額の減額についての条文の追加であります。

20ページをごらんください。関係条例の整備に関する条例新旧対照表(第7条関係)でありまして、井手町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1096、第5条、補償基礎額の規定でありまして、第5条に第4号として、「給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が町長と協議して定める額」を加える条文の整備であります。

21ページをごらんください。関係条例の整備に関する条例新旧対照表(第8条関係)でありまして、例規ページ数1287、第1条、趣旨の規定でありまして、第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改めるものでありまして、地方自治法の項ずれによる引用条文の整備であります。

22ページをごらんください。関係条例の整備に関する条例新旧対照表(第9条関係)でありまして、例規ページ数1361ページ、第21条、非常勤職員の給与の規定でありまして、第21条を、見出しから会計年度任用職員の給与とする条文の整備であります。

続きまして、23ページをごらんください。関係条例の整備に関する条例新旧対照表(第10条関係)でありまして、この条文は、井手町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1577、第1条、目的の規定でありまして、第1条中「第24条第5項及び」を「第24条第5項並びに」に改め、「第10条」の次に「及び井手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年井手町条例第 号)第9条」を加える条文の整備であります。

続きまして、24ページをごらんください。関係条例の整備に関する条例新旧対照表(第11条関係)でありまして、井手町学校教育指導主事設置条例の一部改正であります。

例規ページ数2695、第3条、勤務の規定でありまして、第3条中「勤務」を「身分」に、「非常勤」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改めるものであります。

次に、例規ページ数2695、第4条、報酬の規定でありまして、第4条

を新たに報酬等として、会計年度任用職員の条例の適用を受ける旨の条文の整備であります。

その下、削除する分ですけれども、例規ページ数2695、第5条、費用弁償、及び、25ページにわたっておりますが、第6条の支給方法につきましては、前条の新第4条、報酬等の改正により不要となる条文の削除でございます。

次、25ページになります。例規ページ数2695、第7条、補則の規定でありまして、条文の削除により、第7条を第5条とする条文の繰り上げでございます。

26ページをごらんください。関係条例の整備に関する条例新旧対照表(第12条関係)でありまして、例規ページ数2731の151、第3条、こちらは井手町社会教育指導員設置条例の一部改正であります。第3条は任期の規定でありまして、第3条中「1年」を「、その任命の日から同日の属する会計年度の末日まで」に改める条文の整備であります。

続きまして、例規ページ数2731の151、第4条、報酬及び費用弁償の規定でありまして、第4条を新たに報酬等として、会計年度任用職員の条例の適用を受ける旨の条文の整備であります。

続きまして、例規ページ数2731の151、第5条、勤務の規定でありまして、第5条中「勤務」を「身分」に、「非常勤」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改めるものであります。

27ページをごらんください。関係条例の整備に関する条例新旧対照表(第13条関係)でありまして、例規ページ数3643、第17条、非常勤職員の給与の規定でありまして、第17条を会計年度任用企業職員の給与とする条文の整備であります。

7ページをごらんください。下の方、附則の一つ上なんですけれども、例規ページ数911になりますけれども、職員の任用に関する条例の廃止ということで、第14条、職員の任用に関する条例は、廃止する。

次に、附則でございます。

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長(岡田久雄) これにて提案理由の説明を終わります。



これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) まず一番最初の、新旧対照表で言いまして、第1条のところで、臨時の職員の規定ですけど、「臨時の職員(臨時の職に関する場合においては臨時的に任用される職員に限る。)又は非常勤の職員を除く」ということなんですが、いわゆる除かれる職員の規定ですね。あとで、また育児休業のところでも非常勤職員という言葉が出てきますけれども、会計年度任用職員はその中に含まれないということであると、そのほかの臨時の職員というのはどういう方になるのか。具体的に、今でいうとどんな仕事をしたはる人を指しているのかお尋ねします。

2点目に、13ページから育児休業の規定がありますけれども、現在、正規の職員さんも育児休業はどのようになっているのか。1歳までとか1歳2カ月まで、1歳半まで、2歳までというようにいろいろ説明がありましたけれども、これは全て正規の職員さんと同じ扱いなのか。正規については、公務員は3年まで育休の取得は可能というふうになっていると思うんですけども、どう違うのか。

それから、24ページ以降ですが、教育関係ですけれども、まず指導主事さん、身分が地方公務員法に基づく会計年度任用職員になるということですが、じゃ、これまではどういう身分だったのか。教育公務員というわけではなかったと思うんですけども、どういう扱いだったのか。

同じく24ページで、報酬が18万円を超えない範囲でこれまで定められていたのが会計年度任用職員の報酬になるということですが、指導主事さんって今まで嘱託の指導主事さんという扱いやったと思うんですけども、勤務時間がフルタイムにはならないのか。委員会審議等で、井手町の今務めておられる非正規の方でフルタイムに当たる人はないという話だったので、じゃ、指導主事さんもそのあと出てくる社会教育指導員さんも現在嘱託という方はおられると思うんですけども、そういう方の勤務時間は現在と今後と、どうなるのか。18万円を超えないということで、現給幾らなのか、それが今後とも保障されるのかどうかをお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

まず1条関係でありまして、こちらで除くということでありまして、こちらについては、それ以外の職員というのは、ほかのそういう会計年度任用職員以外の非常勤といいますと、短時間勤務、任期つき短時間職員であるとか、あと再任用の短時間職員というものが、そういう職員がその非常勤の職というところに定義づけられます。ただ、井手町ではそういう職員はいないということになりますので、会計年度任用職員という意味合いとなります。

それと、育児休業の関係でございますけれども、正職につきましては、養育する子ども、当該子が3歳になるまでの前日まで育児休業を取得することができます。今回の会計年度任用職員につきましては、まず1年が原則である。それで、事情によって1年半になったり、それで2年までというふうなこと、そこが正職と会計年度任用職員の違いはありますけれども、今回は育児休業という制度が会計年度任用職員にも導入されるというふうになります。

指導主事の関係でございますけれども、現在は嘱託職員として勤務をされていると把握しております。それとあと時間も、嘱託職員でありますので、基本は週30時間勤務で今勤務されておられるということでありまして。

それと、現在と今後の給与額については、それぞれ額はありますけれども、今私どもが考えておりますのは、今現在の報酬額と同等の額で支給をしていくというふうに考えております。

以上でございます。

議長（岡田久雄） ほかに質問ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） お答えで抜けていた分、指導主事さんについては、18万という額が明記されているので、今現給は幾らなんですかということです。

それと、育休について、会計年度任用職員の今回定められる中に、今説明で、保育園等に入れない場合ということで1歳半まで認めるとか2歳まで認めるというのがありましたが、正規の方については、そういう制限なく、自分で3歳になる前日までの期日をそういう事情なく選べるということですか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 保育園の関係でございます。これは国でも示されてますけれども、一例として、そういう事情、養育をせないかん方が子どもさんの保育園に入れないときについては、そういうのも特別な事情として認めましょうということになります。正職の場合につきましても、一応3歳になるまでの間で、もちろん取得は2年であってもとれるんですけども、1回だけの継続として、事情があった場合には、子どもが3歳になるまでは認めるというふうなことで今運用しております。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） 指導主事の報酬額なんですけど、現在、月額18万円を超えない額といたしまして、月額16万6,600円となっております。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） ただいま議題になっております議案第40号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件に反対の立場で討論します。

今ご説明があったように、会計年度任用職員であっても育児休業が取得できる等の前進面はありますが、よく考えますと、会計年度任用職員は、任用が1年という短期間にとめ置かれるわけです。その中で育児休業をどれだけとれるのかということを考えますと、現実的にはごく短期の育児休業しかとることは難しいというふうに思われるし、本当に絵に描いた餅になりかねないというふうに思うところです。

結局、会計年度任用職員の制度というのは、いつまでも臨時であって、いつまでも解雇可能という、そういう非常勤の身分を固定してしまうという制度

でありますので、そもそもその制度に反対という立場で反対します。

議長（岡田久雄） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで討論を終わります。

これから、議案第40号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を採決します。

議案第40号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手多数です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第44号、令和元年度井手町一般会計補正予算（第3回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、議案第44号、令和元年度井手町一般会計補正予算（第3回）につきましてご説明申し上げます。

令和元年度井手町の一般会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,505万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億3,201万9,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の規定でございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条、債務負担行為の補正の規定でございます。債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

それでは、4ページをごらんください。第2表繰越明許費でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、道路新設改良費7,300万円。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化事業1,130万円。

8 款土木費、4 項都市計画費、事業名、J R 玉水駅周辺整備 1 , 1 0 0 万円。

次のページをごらんください。第 3 表債務負担行為補正でございます。

一般廃棄物収集運搬委託、期間、令和元年度から令和 2 年度まで、限度額 5 , 1 0 0 万円。

次に、9 ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。1 4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目衛生費補助金、今回 1 1 万 6 , 0 0 0 円を追加し、計 5 2 万 9 , 0 0 0 円、保健衛生費補助金の 1 1 万 6 , 0 0 0 円であります。

1 5 款府支出金、2 項府補助金、8 目消防費補助金、前回まで累計ございません。今回新たに 6 1 0 万円を計上し、計 6 1 0 万円、消防費補助金の 6 1 0 万円であります。

1 7 款寄附金、1 項寄附金、1 目一般寄附金、今回 2 2 万 7 , 0 0 0 円を追加し、計 4 8 万 2 , 0 0 0 円、一般寄附金の 2 2 万 7 , 0 0 0 円であります。2 目民生費寄附金、今回 5 万 9 , 0 0 0 円を追加し、計 3 6 万円、社会福祉費寄附金の 5 万 9 , 0 0 0 円であります。

1 9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、今回 8 5 4 万円を追加し、計 3 , 2 8 7 万 3 , 0 0 0 円、前年度繰越金の 8 5 4 万円であります。

2 0 款諸収入、4 項雑入、2 目過年度収入、今回 1 万 3 , 0 0 0 円を追加し、計 1 万 4 , 0 0 0 円、過年度収入の 1 万 3 , 0 0 0 円であります。

次のページをごらんください。

歳出であります。1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費、今回 1 , 0 0 0 円を追加し、計 5 , 7 2 4 万 7 , 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 1 , 0 0 0 円の減であります。職員手当の 1 2 万 6 , 0 0 0 円、共済費の 6 , 0 0 0 円、負担金補助及び交付金の 1 3 万 1 , 0 0 0 円の減であります。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、今回 9 7 万 3 , 0 0 0 円を追加し、計 3 億 1 7 7 万 6 , 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 9 7 万 3 , 0 0 0 円あります。給料の 1 2 6 万 2 , 0 0 0 円、職員手当の 6 3 万 5 , 0 0 0 円、共済費の 8 5 万 8 , 0 0 0 円、負担金補助及び交付金の 1 7 8 万 2 , 0 0 0 円の減であります。3 目財政管理費、今回 1 , 0 3 1 万 2 , 0 0 0 円を追加し、計 5 億 6 , 5 2 1 万 5 , 0 0 0 円、財源内訳

といたしまして、一般財源の1,031万2,000円であります。積立金の1,000万円、繰出金の31万2,000円あります。9目まちづくり推進費、今回90万円を追加し、計1,710万8,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の90万円あります。負担金補助及び交付金の90万円あります。12目ふるさと応援基金費、今回22万7,000円を追加し、計48万1,000円、財源内訳といたしまして、その他の22万7,000円あります。積立金の22万7,000円あります。13目社会福祉基金費、今回5万9,000円を追加し、計35万9,000円、財源内訳といたしまして、その他の5万9,000円あります。積立金の5万9,000円あります。

2項徴税費、1目徴税総務費、今回2万7,000円を追加し、計5,490万7,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の2万7,000円あります。給料の7万2,000円、職員手当の6万1,000円、共済費の32万3,000円、負担金補助及び交付金の42万9,000円の減であります。

3項住民基本台帳費、1目住民基本台帳費、今回1万2,000円を減額し、計1,655万1,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の1万2,000円の減であります。給料の1万8,000円、職員手当の1万9,000円、共済費の3万2,000円、負担金補助及び交付金の8万1,000円の減であります。

次のページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、今回129万8,000円を減額し、計3億5,766万8,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の129万8,000円の減であります。給料の5万9,000円、職員手当の32万3,000円の減、共済費の20万9,000円の減、負担金補助及び交付金の82万5,000円の減であります。2目老人福祉費、今回22万7,000円を追加し、計7,030万9,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の22万7,000円あります。給料の1万8,000円、職員手当の1万8,000円、共済費の2万円の減、負担金補助及び交付金の7万6,000円の減、償還金利子及び割引料の28万7,000円あります。3目国民年金事務費、今回9万7,000円を減額し、計953万6,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の

9万7,000円の減であります。職員手当の1万8,000円、共済費の5,000円、負担金補助及び交付金の12万円の減であります。4目福祉医療費、今回15万8,000円を追加し、計5,683万3,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の15万8,000円であります。負担金補助及び交付金の15万8,000円あります。5目いづみ人権交流センター運営費、今回17万円を減額し、計3,536万2,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の17万円の減であります。職員手当の2万円、共済費の5万8,000円、負担金補助及び交付金の24万8,000円の減であります。6目後期高齢者医療費、今回257万6,000円を追加し、計1億1,457万6,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の257万6,000円、負担金補助及び交付金の257万6,000円あります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、今回11万7,000円を追加し、計1億741万8,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の11万7,000円あります。負担金補助及び交付金の4万9,000円、償還金利子及び割引料の6万8,000円あります。2目保育園運営費、今回189万3,000円を減額し、計2億1,682万8,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の189万3,000円の減であります。給料の51万3,000円、次のページをごらんください。職員手当の10万9,000円、共済費の92万6,000円の減、負担金補助及び交付金の158万9,000円の減であります。3目児童館運営費、今回18万7,000円を減額し、計1,792万2,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の18万7,000円の減であります。職員手当の1万7,000円、共済費の8万8,000円の減、負担金補助及び交付金の11万6,000円の減であります。4目子育て支援センター運営費、今回26万5,000円を減額し、計1,231万9,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の26万5,000円の減であります。共済費の26万5,000円の減であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、今回14万2,000円を減額し、計1,784万9,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の14万2,000円の減であります。給料の3万4,000円、職員手当の2万5,000円、共済費の4万円の減、負担金補助及び交付金の

16万1,000円の減であります。3目母子保健費、今回10万2,000円を追加し、計847万7,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の10万2,000円であります。償還金利子及び割引料の10万2,000円あります。

4目保健センター運営費、今回27万2,000円を減額し、計2,547万3,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の11万6,000円、一般財源の38万8,000円の減であります。職員手当の3万1,000円、共済費の17万1,000円の減、負担金補助及び交付金の13万2,000円の減であります。5目環境対策費、今回4万8,000円を減額し、計988万5,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の4万8,000円の減であります。給料の1万4,000円、職員手当の1万7,000円、共済費の6,000円、負担金補助及び交付金の8万5,000円の減であります。

次のページをごらんください。

2項清掃費、1目清掃総務費、今回20万1,000円を減額し、計1億6,340万7,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の20万1,000円の減であります。職員手当の4,000円、共済費の2万3,000円、負担金補助及び交付金の22万8,000円の減であります。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、今回4万2,000円を減額し、計1,716万円、財源内訳といたしまして、一般財源の4万2,000円の減であります。職員手当の3万8,000円、共済費の15万4,000円、負担金補助及び交付金の23万4,000円の減であります。3目農業振興費、今回7,000円を減額し、計1,632万4,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の7,000円の減であります。共済費の7,000円の減であります。4目農地費、今回3,000円を追加し、計1,210万7,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の3,000円あります。給料の7,000円、職員手当の1万7,000円、共済費の7万円、負担金補助及び交付金の9万1,000円の減であります。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、今回10万5,000円を減額し、計2,271万2,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の10万5,000円の減であります。共済費の10万5,000円の減であります。



2項道路橋梁費、1目道路維持費、今回18万2,000円を減額し、計1,731万円、財源内訳といたしまして、一般財源の18万2,000円の減であります。給料の5,000円、職員手当の9万円の減、共済費の1,000円、負担金補助及び交付金の9万8,000円の減であります。2目道路新設改良費、今回5万3,000円を減額し、計3億2,845万2,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の5万3,000円の減であります。給料の1万2,000円、職員手当の1万7,000円、共済費の6,000円、負担金補助及び交付金の8万8,000円の減であります。

3項河川費、1目河川維持費、今回1万8,000円を追加し、計1,258万5,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の1万8,000円あります。給料の1万8,000円、職員手当の1万6,000円、共済費の4万9,000円。負担金補助及び交付金の6万5,000円の減であります。次のページをごらんください。2目河川改良費、今回22万5,000円を追加し、計1,160万8,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の22万5,000円あります。給料の1万8,000円、職員手当の27万7,000円、共済費の7,000円、負担金補助及び交付金の7万7,000円の減であります。

4項都市計画費、1目都市計画総務費、今回3万8,000円を減額し、計2億2,553万7,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の3万8,000円の減であります。給料の8,000円、職員手当の2万1,000円、共済費の3万3,000円、負担金補助及び交付金の10万円の減であります。

5項住宅費、1目住宅管理費、今回28万6,000円を減額し、計6,454万5,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の28万6,000円の減であります。職員手当の5万6,000円、共済費の3万6,000円、負担金補助及び交付金の37万8,000円の減であります。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、今回64万円を追加し、計3,842万6,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の64万円あります。給料の21万8,000円、職員手当の29万1,000円、共済費の13万1,000円あります。4目災害対策費、今回1,220万円を追加し、計2,729万4,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の610万円、一般財源の610万円あります。委託料の1,2

20万円であります。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、今回81万9,000円を減額し、計6,772万円、財源内訳といたしまして、一般財源の81万9,000円の減であります。職員手当の11万3,000円の減、共済費の47万2,000円の減、負担金補助及び交付金の46万円の減であります。

次のページをごらんください。

2項小学校費、1目学校管理費、今回15万1,000円を減額し、計4,143万6,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の15万1,000円の減であります。共済費の15万1,000円の減であります。

2項中学校費、1目学校管理費、今回8万4,000円を減額し、計2,003万2,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の8万4,000円の減であります。共済費の8万4,000円の減であります。

4項社会教育費、1目社会教育総務費、今回444万3,000円を減額し、計4,045万1,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の444万3,000円の減であります。報酬の336万5,000円の減、給料の1万5,000円、職員手当の1万1,000円、共済費の90万9,000円の減、負担金補助及び交付金の19万5,000円の減であります。2目文化財保護費、今回17万3,000円を減額し、計1,196万8,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の17万3,000円の減であります。共済費の17万3,000円の減であります。4目図書館運営費、今回37万4,000円を減額し、計3,706万3,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の37万4,000円の減であります。給料の1万2,000円、職員手当の13万円の減、共済費の6万1,000円の減、負担金補助及び交付金の19万5,000円の減であります。

5項保健体育費、1目保健体育総務費、今回1万7,000円を追加し、計1,210万1,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の1万7,000円であります。共済費の8万6,000円の減、負担金補助及び交付金の10万3,000円あります。2目学校給食センター費、今回238万5,000円を減額し、計4,096万6,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の238万5,000円の減であります。報酬の158万8,000円の減、職員手当の2万2,000円、共済費の68万2,00

0円の減、負担金補助及び交付金の13万7,000円の減であります。

なお、22ページ以降の給与費明細書につきましては、後ほどご参照ください。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　まず19ページですけれども、ハザードマップ更新業務ということですが、どのようなものをつくられるのか。今まで、マイ防災マップ等をつくられたときに、自分がお住まいの地域のものしか配らないということで、町全体のものかわからないということはずっと指摘してきたんですけれども、これも区域ごとにつくって配るのか、それか住民の方には配らないで、ホームページで見てくださいみたいな、そういうものなのか。今、国の方では、常に災害のときに自分の住んでいるところのハザードマップをよく見て行動してくださいということをしごく言われるわけです。それが気軽に見られない、ホームページ等でしか見られないということになると、高齢者の方等には難しいと思いますので、手元で気軽に見られるようなもの、せっかくだからつくるのであれば、そういうふうにしていただきたいと思います。

浸水想定のもので土砂災害警戒のためのものと、それと避難路を示したものというような形が必要ではないかと思うんですが、どういうふうにするのか。

あわせて聞きたいのが、最近、電柱なんかにはここは何メートルまで浸水しますよというステッカーを張っていただいて、あれはよくわかっていいと思ってるんですが、あの高さは、5メートルと書いてあれば5メートルのところに張ってあるのかな。そうじゃないような気もするんですが、それは実際にここまですよというところに張ってあるのかどうか聞きたい。

2点目は、20ページと21ページですが、20ページの社会教育費のところ、報酬のところ、嘱託職員さんの報酬の減額が、社会教育の方もありまして、放課後児童クラブもあります。21ページには給食センターの嘱託職員さんの報酬の減額があります。放課後児童クラブは以前から、嘱託を

雇いたいんだけど雇えないんだ、予算はとってるんだけど、雇えればそれを使うというような説明があったので、これは、そうすると、実際応募される方がなくて減額をしてしまうということなのかなと思うんですが、ほかの二つの項目はどういうことなのか。実際、必要な人員が確保できていないということだったら問題だと思うんですが、いかがでしょうか。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

まず、今回のハザードマップにつきましては、平成18年度に作成いたしました木津川の想定区域を大きな紙でつくったもの、それと平成21年度にやりました4河川の大きな紙の浸水想定区域の更新です。京都府の方が本年の10月に浸水想定区域を新たに定められたことによりまして、29年6月にも公表された木津川の洪水浸水想定区域のマップと京都府の洪水浸水想定区域のマップを一度に見てもらえるようなイメージでの、いわゆる浸かるといふようなハザードマップを考えてます。それと、そこに土砂災害の情報も盛り込めたらというふうなことで、その辺はまた業者とも相談をさせてもらいます。ただ、避難経路等につきましては、それはマイ防災マップで、各地区でやっていますもので、公表されているものを周知するという意味がございますので、公表のところには何も加工はしない。避難所の表示はさせていただきますけれども、経路等については、町域全体のものを載せますので、今現在、国・府のハザードマップを基本的にはそのまま載せるイメージという感じですか。そこに土砂災も入れ込めたらというふうなことで今のところ考えております。

それと、配付の関係でございますけれども、こちらにつきましては、また自主防の長である区長、会長とも相談しながら、何が効果的なのかということとを相談しながら、配付の範囲については検討してまいりたいと考えております。

それと、電柱に今、何メートルかと張っている、確かにこれは国の事業でしていただいております。玉水区の商店街のところ、それとあと多賀駅の付近、賀泉苑のところとかしてまうてますねけれども、5メートルと書いてあるんですけど、上のところに線がありますので、5メートルと書いてあったら、上のその5メートルのところに線があります。そういうことになってますの

で、ごらんいただけたらというふうに思います。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 平間社会教育課長。

社会教育課長（平間克則） 私の方からは、まず放課後児童クラブの嘱託職員の件ですけども、議員おっしゃられるように、希望されている勤務時間等との合致とか、そういうこともかないませんで、嘱託職員としての人材を得られることができなかつたということで今回減ということになってございます。

社会教育総務費の方の報酬につきましては、平成30年度末で退職されました嘱託職員が1名おられました。その分についての減ということでございますけども、現在、その部分につきましては正規職員が配属されておりますので、そういった形で今やっております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 奥山学校給食センター所長。

学校給食センター所長（奥山英高） ただいまの学校給食センターの嘱託職員の減額につきましては、本人の意向による1名の退職でありまして、業務につきましては、作業内容を見直すと同時に、所長も調理場に入りながら対応してきているところでございまして、必要な人員は確保できております。

以上でございます。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 今の給食センターの話ですけど、やっぱり急に1人、人員が減って、何とか所長も応援はするというけれども、それはしんどいの違いますか。臨時さんでもふやしてもらわないと、きちっとやれないんじゃないかなというふうに思います。それは感想です。

ハザードマップですけれども、配付の範囲をこれから考えるという話ですが、公民館等に張り出す大きなサイズのもの各自持てる、各家庭に配付できるものというのと、大きさは違っても、手元にないと確認できないです。ホームページで幾ら、土砂災害警戒区域なんか、南部なんか多いですから、

拡大して見ようと思っても限度がありまして、判然としないんです、どこがそうなのかと。我が家は土砂災害警戒区域に含まれてるのかどうかという問い合わせがよくあるんです。昔の地図を見て、京都府が設定しはったときの説明会の資料を私、残してまして、それを一生懸命見ながら、おたくのここまで入ってるみたいな話をするんですけども、今、年代もどんどん変わって、世代も変わってきまして、自分の家はその地域なのかどうかさえ把握しておられないような住民もたくさんいはるわけです。土砂災害警戒区域の方と高齢者等要配慮者は避難を準備してください、避難を開始してくださいというような、そういう指示が役場から来たりするわけです。自分はどうかわからへんなんていうたら逃げようがないわけで、やっぱりそれはきちんともう一回住民説明会も開いて、こういうことになってますよという、新しいハザードマップができれば、十分インターネットを使えない方でもわかるような説明をつけて各家庭に配付するというのをぜひしなければいけないというふうに思いますので、それを指摘しておきたいと思います。

議長（岡田久雄） 要望でよろしいですか。

9番（谷田みさお） 指摘です。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第44号、令和元年度井手町一般会計補正予算（第3回）を採決します。

議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。11時25分まで休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時25分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第6、議案第45号、令和元年度井手町介護保険特別会計補正予算（第3回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） それでは、議案第45号、令和元年度井手町介護保険特別会計補正予算（第3回）につきましてご説明申し上げます。

令和元年度井手町の介護保険特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ248万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億196万3,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、今回の補正につきましては、要支援認定者の方のデイサービスとヘルパーの利用が増加したことにより、給付に不足が見込まれるため、所要額の補正を行うものであります。

それでは、5ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、今回51万7,000円を追加し、計1億6,282万7,000円、現年度分特別徴収保険料の51万7,000円であります。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金（総合事業）、今回67万3,000円を追加し、計437万2,000円、現年度分の67万3,000円であります。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金、今回66万9,000円を追加し、計566万2,000円、現年度分の66万9,000円であります。

5款府支出金、2項府補助金、1目地域支援事業交付金（総合事業）、今回31万円を追加し、計262万1,000円、現年度分の31万円であります。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、2 目地域支援事業繰入金（総合事業）、今回 3 1 万 2, 0 0 0 円を追加し、計 2 6 2 万 6, 0 0 0 円、現年度分の 3 1 万 2, 0 0 0 円であります。

次の 6 ページをごらんください。

歳出であります。3 款地域支援事業費、3 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費、今回 2 4 8 万 1, 0 0 0 円を追加し、計 1, 9 5 8 万 6, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 9 8 万 3, 0 0 0 円、その他の 1 1 8 万 6, 0 0 0 円、一般財源の 3 1 万 2, 0 0 0 円であります。負担金補助及び交付金の 2 4 8 万 1, 0 0 0 円であります。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 4 5 号、令和元年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 3 回）を採決します。

議案第 4 5 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第 4 5 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 4 6 号、令和元年度井手町一般会計補正予算（第 4 回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、議案第 4 6 号、令和元年度井手町一



般会計補正予算（第4回）につきましてご説明申し上げます。

令和元年度井手町の一般会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億3,216万5,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

それでは、6ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、今回14万6,000円を追加し、計3,301万9,000円、前年度繰越金の14万6,000円であります。

次のページをごらんください。

歳出であります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、今回14万6,000円を追加し、計3億192万2,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の14万6,000円であります。報酬の14万6,000円あります。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　報酬等審議会の委員さんということですが、委員さんは何名考えておられるのか。委員さんの報酬は日額ということですか、幾らを考えておられますか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　脇本総務課長。

理事（脇本和弘）　谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

まず、委員は9名で考えております。報酬は委員長9,000円、委員は8,000円でございます。条例で定めております。それを2回分計上させ

いただいているというところでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 一緒に聞けばよかったです、報酬審の委員さんというの、どういう方がなるのでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 現在のところ予定しておりますのが、農業を営む方、商業を営む方、工業を営む方、勤労者の方それぞれ1名ずつ、それと女性の代表者で2名、それと学識経験者として3名、計9名で設置を予定しております。

以上です。

議長(岡田久雄) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第46号、令和元年度井手町一般会計補正予算(第4回)を採決します。

議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(岡田久雄) 挙手全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第8、報告第10号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項ですから、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 脇本総務課長。

理事（脇本和弘）　　それでは、報告第10号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記といたしまして、和解及び損害賠償額の決定の件であります。

次のページをごらんください。専決処分書であります。

和解及び損害賠償額の決定の件。

和解及び損害賠償額の決定について、別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものとする。

次のページをごらんください。和解及び損害賠償額の決定の件であります。

京都府綴喜郡井手町大字井手小字大塚99番地35付近の町道3号線仮設道の路上で発生した自動車の事故の和解及び損害賠償額の決定について、下記のとおり和解及び損害賠償額の決定を行ったので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

記といたしまして、1、相手方。京都府綴喜郡井手町内在住者。2、事故の概要。令和元年8月17日、井手町大字井手小字大塚99番地35付近の町道3号線仮設道を相手方の配偶者が乗用車で走行した際、道路上の陥没箇所には相手方所有の乗用車が落下し、車体前方バンパーが破損したものである。3、和解内容。本町が相手方の損害の8割を負担する。4、損害賠償額。金23万1,326円。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　　以上で報告第10号、専決処分の報告についてを終わります。

日程第9、発議第2号、厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書を議題とします。

発議第2号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　　木村武壽議員。

10番（木村武壽）　　10番、木村武壽でございます。

朗読をもちまして、厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書を提出します。

発議第2号、提出者、井手町議会議員、木村武壽。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が各段に重くなっている。このため、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、本年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、民間会社の社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境が整うことになり、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年12月20日、京都府井手町議会。

提出先、衆議院議長、大島理森様、参議院議長、山東昭子様、内閣総理大臣、安倍晋三様、内閣官房長官、菅義偉様、財務大臣、麻生太郎様、総務大臣、高市早苗様、厚生労働大臣、加藤勝信様。

以上でございます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　9番、谷田みさおです。反対の立場で討論します。

人口の多い市議会とか都道府県議会の場合は、既に報酬が非常に高く、政

務活動費も十分保障されております。町村の場合、有職で議員を務めている方も多く、本町でも、既に会社員として厚生年金に加入しながら議員をされている方もいる現状です。井手町議会の場合、開催日数も少なく、議会改革や活性化、政務活動費を保障することなどが大幅に公費負担のふえる厚生年金制度への加入より先だと考えますので、反対します。

議長（岡田久雄） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで討論を終わります。

これから、発議第2号、厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書を採決します。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手多数です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

日程第11、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これもちまして本日の会議を閉じ、令和元年12月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時42分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長           岡 田 久 雄

署名議員       谷 田 利 一

署名議員       中 坊       陽